

熱海市国民健康保険税条例及び熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第12号

熱海市国民健康保険税条例及び熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

(熱海市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 熱海市国民健康保険税条例(昭和35年熱海市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第15条第1項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年4月1日以降」を「令和4年4月1日以降」に改める。

(熱海市介護保険条例の一部改正)

第2条 熱海市介護保険条例(平成12年熱海市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年4月1日以降」を「令和4年4月1日以降」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熱海市国民健康保険税条例附則第15条の規定は、令和3年度分及び令和4年度分における令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険税の減免について適用し、令和2年度分及び令和3年度分における令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険税の減免については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の熱海市介護保険条例附則第8条の規定は、令和3年度分及び令和4年度分における令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免について適用し、令和2年度分及び令和3年度分における令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免については、なお従前の例による。